

## リフォーム融資金利のお知らせ

平成31年3月

リフォーム融資

(高齢者向け  
返済特例)

### 適用期間

平成31年3月1日～平成31年3月31日までに融資のお申込みをされた方

### 次回の融資金利改定スケジュール（予定）

平成31年4月1日（発表3月28日）

○ 融資の条件や手続については、「リフォーム融資のご案内」（パンフレット）または当機構ホームページ（[www.jhf.go.jp](http://www.jhf.go.jp)）をご覧ください。

高齢者向け返済特例 金利区分 *1	A	B
工事の内容	次のいずれかの工事を行う方 ・耐震改修工事 *2 ・耐震補強工事 *3	Aにあてはまらず、次の工事を行う方 ・バリアフリー工事 *4
融資金利	全期間 年 0.72% 〔年 0.72% 〕	全期間 年 0.92% 〔年 0.92% 〕

\*1 「リフォーム融資のご案内」の「融資金利の確認フロー（高齢者向け返済特例を利用する場合）」に基づく金利区分〈A・B〉です。

\*2 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画にしたがって行う工事

\*3 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事

\*4 床の段差解消、廊下および居室の出入口の拡幅または浴室および階段の手すり設置のいずれかを含む工事

〔 〕内の金利は、改定前の金利です。

### 〔参考〕

毎月の支払額は、利息のみの支払いになります。以下の計算式で求めることができます。

融資金利ごとの借入希望額(10万円単位) × 融資金利 ÷ 12 (1円未満切捨て)

※ 元金は、借り入れた方全員がお亡くなりになったときの一括返済となります。詳しくは裏面の「高齢者向け返済特例の注意事項」の欄をご覧ください。

住宅金融支援機構 リフォーム融資（高齢者向け返済特例） 商品概要	
資金使途	ご自分が居住する住宅をリフォームするための資金 ※部分的バリアフリーリフォーム工事又は耐震改修工事を行っていただきます。 ※ローンのお借換えにはご利用いただけません。
融資額	○次の①又は②のいずれか低い額が融資限度額となります。 ①基本融資額（10万円以上、10万円単位）：1,000万円（住宅部分の工事費が上限です。） ※債券加算額はご利用いただけません。 ②保証機関が保証する限度額 ※保証機関が発行する保証限度額証明書に記載されている金額（保証限度額の上限は1,000万円です。） ※詳しくは、「リフォーム融資のご案内 I-3 融資限度額」をご覧ください。 ※審査の結果、ご融資額をご希望とおりの金額とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
返済期間	○申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるまで。
融資金利	○固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※最新の金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 ※詳しくは、「リフォーム融資のご案内 I-5 融資金利」をご覧ください。
担保	○融資の対象となる建物及び敷地に、機構のために第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。 ※詳しくは、「リフォーム融資のご案内 III-4 抵当権の設定」をご覧ください。
保証人	機構が承認している保証機関（（一財）高齢者住宅財団）の保証が必要です。 ※詳しくは、「リフォーム融資のご案内 I-8 保証（高齢者向け返済特例を利用される場合）」をご覧ください。
保証の利用にあたっての注意事項	○保証機関によるカウンセリング及び担保物件の評価を行う必要があり、担保物件の評価に要した費用は、お客さま負担となります。 ※担保物件の評価に要した費用は、審査の結果、融資をご利用いただけない場合でも返金されません。 ○保証限度額設定料（30,000円＋消費税）、保証事務手数料（70,000円＋消費税）及び保証料（融資額の4.0%）が必要です。
火災保険	返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 *融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さま負担となります。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
高齢者向け返済特例の注意事項①	○元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになったときに、相続人の方に建物及び敷地の売却等によりご返済いただくこととなります。 なお、建物及び敷地の売却等により、融資金の全額をご返済いただけない場合は、残債務の返済義務は相続人の方が負うこととなります。
高齢者向け返済特例の注意事項②	○返済期間中は、利息のみのご返済となり、元金が減少しないので、総返済額（利息の返済総額及び一括返済する元金の合計額）は、一般的な返済方法（元利均等返済又は元金均等返済）の場合の総返済額（毎月の返済額の合計）を上回ります。

（平成29年11月現在）